明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空法施行規則の一部を改正する省令（国土交通四六）　一
〔告　示〕
○航空交通管制業務に関する件（国土交通五八二）　二
○航空機の位置通報点に関する件（同五八三）
○航空路の指定に関する告示の一部を改正する件（同五八四）
○進入管制区を指定する告示の一部を改正する件（同五八五、五八六）
○航空交通管制区、航空交通管制圏等の指定に関する告示の一部を改正する件（同五八七）
○管制区又は管制圏のうち航空法施行規則に掲げる航空交通管制用自動応答装置を装備して飛行しなければならない空域を指定する告示の一部を改正する件（同五八八）
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（同五八九）
○成田国際空港の施設について告示した事項に変更があった件（同五九〇）
○富山空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件（同五九一）
○但馬飛行場の飛行場灯火について告示した件に変更があった件（同五九二）
○東京国際空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（同五九三）　三
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一一（平成二十三）年一～三月期）（内閣府）　四
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、企業年金基金設立関係　七
地方公共団体
行旅死亡人関係　四
会社その他
会社決算公告　三

省令

○国土交通省令第四十六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二条第十一項及び第三十九条第一項第一号（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、航空法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年六月二日

国土交通大臣　大畠　章宏

航空法施行規則の一部を改正する省令

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第百十四条中第二十一号の四を第二十一号の五とし、第二十一号の三を第二十一号の四とし、第二十一号の二を第二十一号の三とし、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十一の二　高速離脱用誘導路指示灯（滑走路を走行中の航空機に高速離脱用誘導路への出入経路と滑走路中心線との接続点までの距離を示すために設置する灯火）

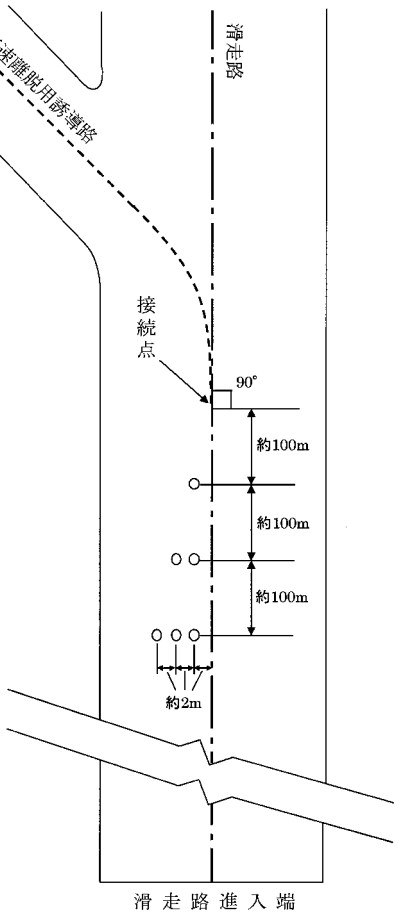
第百十七条第一項第一号の第一表中誘導路中心線灯の項の次に次のように加える。

高速離脱用誘導路指示灯	×

第百十七条第一項第三号中サをキとし、ラからアまでをムからサまでとし、ナの次に次のように加える。

ラ　高速離脱用誘導路指示灯

(一)　灯器は、滑走路を離脱しようとする航空機から見て、高速離脱用誘導路への出入経路と滑走路中心線との接続点から滑走路進入端の側に約百メートルの等間隔に、次図に示す位置に設置すること。



(二)　灯光は、航空黄の不動光であること。

(三)　光柱は、滑走路を離脱しようとする航空機から最小限、方位角において、光源の中心を含み、かつ、滑走路中心線に平行な鉛直面から左右それぞれ五度までの範囲及び光源の中心を含む水平面から上方九度までの範囲で見えるものであり、かつ、滑走路中心線の延長線に直交する鉛直面における光柱の断面は、楕円形であること。

(四)　光柱光度は、二千カンデラ以上であること。